

# 国民健康保険税の税率等を改正します

今後も皆さんに安心して医療機関を受診していただくために、次のとおり令和3年度の国保税率を改正することになりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、決定した保険税額については、7月に通知書を送付します。

## 資産割額を減額します

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	5.9%	5.9%	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%
資産割額	18.0%	<b>9.0%</b>	4.0%	<b>2.0%</b>	4.0%	<b>2.0%</b>
均等割額 (1人当たり)	27,100円	27,100円	8,200円	8,200円	10,900円	10,900円
平等割額 (1世帯当たり)	22,100円	22,100円	6,000円	6,000円	5,600円	5,600円
賦課限度額	630,000円	630,000円	190,000円	190,000円	170,000円	170,000円

※固定資産税に基づく資産割は、次の理由により数年かけて廃止することになりました。

- ・収益を生まない居住用資産などにも課税されていること。
- ・所得がない方にも課税されるため、低所得者層の負担となっていること。
- ・協会けんぽ、後期高齢者医療保険など、他の医療保険にはないこと。

※これまで資産割としてお願いしていた分は、所得割・均等割・平等割に分散して、皆さんにご負担をお願いします。

## 世帯の前年合計所得による保険税の軽減(均等割額+平等割額)

軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

軽減割合	改正内容	
7割軽減	改正前	33万円以下の世帯
	改正後	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割軽減	改正前	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下の世帯
	改正後	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	改正前	33万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯
	改正後	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

問合せ先 役場 保険医療課 内線170